

第 2 部 災害予防対策計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化 (全庁)

市は、防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン（平成17年1月改訂）」（大阪府建築都市部）を活用するものとする。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

第1 防災空間の整備

市は、防災関係機関と連携し、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場等の都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間及び災害救助活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するため、概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものや、土地利用の状況その他の事情を勘案して地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。上記に該当するものを除く。）を整備

することとする。

(2) 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・近隣公園等の都市公園の整備に努める。

2 道路・緑道の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新設道路の整備、既存道路の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(2) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員 16m 以上の道路及び幅員 10m 以上の緑道を整備することとし、そのために国道、府道について府及び近畿地方整備局等への整備を要請するほか、市道についても拡幅等の整備を進める。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市は防災関係機関と連携して、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 避難地または避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等)の設置を進める。

2 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

第3 木造密集市街地の整備促進

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、府が策定する「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）に基づき、下記の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域、準防火地域等の指定
- (2) 特定賃貸住宅建設融資等の助成
- (3) 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

2 各種事業の推進

- (1) 密集住宅市街地整備促進事業
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 住宅地区改良事業
- (4) 住宅市街地総合整備事業
- (5) 市街地再開発事業
- (6) 街路事業
- (7) 道路事業
- (8) 公園事業等
- (9) 木造市営住宅の建替事業
- (10) 地積調査事業

第4 土木構造物の耐震対策の推進

市及び各土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - ① 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - ② 発生確率は低いが直下型地震または海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道及び道路施設

鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）及び道路（道路橋、高架道路等）等の耐震対策を進める。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

3 土砂災害防止施設

府と協力して、急傾斜地崩壊防止施設等の耐震災害防止施設の設置を進める。

4 ため池施設

ため池等農業用施設について大規模地震に対する耐震対策計画を策定し、計画に基づく耐震対策を実施する。

第5 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ① 浄水場、受水場、配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - ② 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ③ 施設の機能維持に不可欠な受配電設備、情報通信システムの整備
- (3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化、非常用自家発電設備等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (4) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

3 電力（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ① 豪雨、洪水のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
 - ② 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ③ 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ① 主要な伝送路を多ルート構成またはループ構造とする。

- ② 主要な中継交換機を分散設置とする。
 - ③ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
 - ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
- 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化
- 災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
- ① 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - ② 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (2) 特に、共同溝については、市域内及び近隣市町村とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第2節 建築物の安全化 (全庁)

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努めるものとする。

第1 建築物の耐震対策の促進

市は、「大阪府耐震改修促進計画」（大阪府住宅・建築物10ヵ年プラン）に沿って策定する「羽曳野市建築物耐震改修促進計画（仮称）」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

他の防災関係機関においても、府計画あるいは市計画に沿って、耐震診断及び必要な耐震改修等の促進に努める。

1 公共建築物

- （1）市は、防災上の重要度に応じた分類に基づき、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- （2）市は、市営住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- （3）市は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

2 民間建築物

- （1）市は、特定建築物（一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や必要な耐震改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。
- （2）市は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- （3）市は、必要に応じ、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

第2 建築物の安全に関する指導等

市は、府と協力して、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、羽曳野市総合福祉計画に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 避難所の福祉的整備の実施

市は、避難所として利用される施設について、高齢者や障害者等の利用を考慮して、バ

リアフリー化など福祉的整備に努める。

2 建築物の不燃化の促進

一般住民に対して、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めるとともに、建築確認申請時等において防火上及び耐震上の指導を行うなど建築物不燃化への取組みの促進を図る。

3 屋外広告物等の落下防止

市は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講ずるよう指導する。

4 宅地の風水害対策促進

市は、擁壁崩壊等、危険宅地を発見するための防災パトロールを実施し、所有者等に改善勧告を行い、危険宅地の解消に努める。

また、一般住民に対して、台風時、豪雨時に対して、屋根瓦、雨戸や樋の補修・点検、テレビアンテナや塀等の耐風性強化等を啓発し、建築物の安全対策を促進する。

5 地下空間の浸水防止

地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

6 その他

- (1) 定期報告制度（建築基準法第 12 条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- (2) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (3) 液状化対策の啓発

第3 文化財

市は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発

市は、文化活動や広報活動を通じて住民に対し、文化財に対する保護意識の高揚を図る。

2 所有者等に対する防災意識の徹底

市は、文化財の所有者等に対し、防火管理者を中心として消防用設備等の設置を進めるとともに、建築物の倒壊防止や瓦等の落下防止、美術工芸品保存施設の耐震構造化など、

必要な火災や震災等に対する予防措置をとるよう意識の徹底を図る。神社・仏閣等の祭礼等にあたっては、火の取り扱い等に注意を呼びかける。

また、重要文化財等について初期消火を重点に自衛消防の組織の編成、地域住民との連携を促す。

第4 陵墓、古墳等

市は、宮内庁書陵部古市陵墓監区が行う市内の陵墓、古墳等の防災対策に対し、必要に応じて協力する。

第3節 水害予防対策の推進

(下水道部、生活環境部)

市をはじめとする防災関係機関は、河川・ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施するものとする。

第1 河川の改修

1 河川の改修

本市域における河川の実態を常に把握し、災害発生の予想されるものについては、改修事業の実施の推進に努めるとともに河川の早期改修を図る。

表2-1 市内一級河川要防水区域

河 川 岸		関係土木事務所公営所	担当水防管理団体名	延 長 (m)
東除川	左 岸	松原建設事業所	羽曳野市	4, 4 5 0
	右 岸	〃	〃	4, 4 5 0
大水川	左 岸	富田林土木事務所	〃	0. 3 0 0
	右 岸	〃	〃	0. 3 0 0
大乘川	左 岸	〃	〃	1, 9 8 0
	右 岸	〃	〃	1, 9 2 0
石 川	左 岸	〃	〃	4, 1 5 0
	右 岸	〃	〃	4, 1 5 0
飛鳥川	左 岸	〃	〃	3, 8 0 0
	右 岸	〃	〃	3, 8 0 0
梅 川	左 岸	〃	〃	0. 1 5 0
	右 岸	〃	〃	0. 1 5 0

第2 水害防止対策の推進

近畿地方整備局、府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

1 洪水予報河川（大和川）

近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川として大和川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行う。

2 洪水予報河川（石川）

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川として石川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行う。

3 水位情報周知河川（東除川）

府は、管理河川のうち、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として東除川を水位情報周知河川として指定し、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を設定し、その到達情報の発表を行う。

4 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係する浸水想定区域が指定・公表されている河川は次のとおり。

- （１）大和川
- （２）石川
- （３）東除川

5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- （１）市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市は地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。
 - ① 洪水予報又は特別警戒水位到達情報の伝達方法
 - ② 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ③ 浸水想定区域内の地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地
- （２）市は、上記③に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方式を定める。
- （３）上記③に名称、所在地を定めた地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、公表する。

第3 下水道の整備

市は、浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第4 農地防災対策

市及び防災関係機関は、水路の氾らん、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、それらの管理者、所有者等に対し、改修補強等の措置をとるよう指導するものとする。

表2-2 ため池要水防箇所

名称	所在地	満水面積 (ha)	ため池管理責任者
飛鳥新池	飛鳥	0.7	飛鳥水利組合長
夫婦池	伊賀	2.1	伊賀水利組合長

注) 表内の「ため池管理責任者」は平成18年11月1日現在の組合長である。

注) 箇所の決定は、大阪府の「ため池水防必携(平成16年6月)」を参考にし、堤体の規模や決壊時の被害が大きいものを、要水防箇所としている。なお、堤体の老朽化による漏水増加及び余水吐の断面狭小・不足、樋管の老朽化による崩壊等危険であると判断されるものについては、随時追加するものとする。

第4節 土砂災害予防対策の推進 (下水道部、生活環境部、土木部、都市開発部)

市は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するものとする。

第1 急傾斜地崩壊対策

市は、防災関係機関と連携し、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

表2-3 急傾斜地崩壊危険箇所

ランクⅠ（自然斜面）

箇所番号	箇所名	所在地
11222311	羽曳が丘（1）	羽曳が丘西1丁目
11222313	東岸堂	蔵ノ内東岸堂
11222314	大黒（2）	大黒
11222315	駒ヶ谷	駒ヶ谷
11222316	長坂	駒ヶ谷
11222653	飛鳥	飛鳥
11222654	壺井	壺井

ランクⅡ（自然斜面）

箇所番号	箇所名	所在地
21222658	駒ヶ谷（2）	駒ヶ谷
21222659	羽曳が丘西4丁目	羽曳が丘西4丁目

ランクⅢ（人口斜面）

箇所番号	箇所名	所在地
32222002	埴生野	埴生野

第2 土石流対策（砂防）

市は、防災関係機関と連携し、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

表 2－4 土石流危険溪流

箇所番号	河川名	溪流名	所在地	備考
I -222-001	石川	飛鳥川	飛鳥	危険溪流 I

第 3 地すべり対策

市は、防災関係機関と連携し、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第 4 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

- (1) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。
- (2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

表 2－5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

区域番号	所在地	区域の名称
K22200030	駒ヶ谷	駒ヶ谷(3)
K22200060	大黒	大黒

第 5 宅地防災対策

市は府と連携して、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

表 2－6 宅地造成規制区域

2 次指定 (告示) S39.7.9 (施行) "	8 次指定 (告示) H10.3.31 (施行) H10.5. 1	合計
920ha	160ha	1,080ha

第 6 道路防災対策

府道路管理者は府内の管理道路の内、土砂災害による恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第5節 危険物等災害予防対策の推進 (危機管理室)

市は柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と連携して、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第1 危険物災害予防対策

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 防災関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第3 毒物、劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第4 放射性同位元素災害予防対策

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第16条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画（災害予防対策（原子力災害予防対策の推進）、原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第6節 防災営農計画 (生活環境部)

1 基本方針

各種災害やこれに起因する病虫害対策として、市及び市内の農業協同組合の担当職員や指導員が中心となり、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに実行組合等を通じて巡回指導を実施するとともに、講習会や研究会を開催し、農業経営の安定を図る。

2 営農指導体制の確立

市は、被害を回避するため、気象庁が発表する長期または短期予報、その他予想される被害に関する情報、資料等を的確に収集し、各農家に対し、速やかに伝達する。また、農業経営に対する専門的な技術指導を実施し、必要によって直接現地指導を行うなどの体制を確立するものとする。

さらに被害が発生したときのため災害復旧計画の一貫としての融資制度に関する説明会を開催するなど、災害対策に関する総合的な体制を整備するものとする。

3 営農技術、知識等の普及

災害を回避し、被害を未然に防止するため技術及び災害に耐え、被害を最小限に食い止めるための知識を習得させるため、研修会等を開催する。

4 家畜に関する計画

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、大阪府南部家畜保健衛生所の指示のもとに注射、検査、消毒等の指導を行う。

また、飼料対策として、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備 (全庁)

市は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第1 中枢組織体制の整備

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係わる中枢的な組織体制の整備・充実を図る。また、災害時における活動組織体制は次のとおりとする。

なお、本文中の震度については、勤務時間内は、市震度計観測値あるいは市域に関する大阪管区気象台発表のものとし、勤務時間外は、気象台から報道機関を通じて発表されるものとする。また、報道機関からの発表がない場合は、隣接市町（藤井寺市・柏原市・松原市・富田林市・堺市・太子町）の震度とする。

1 羽曳野市災害警戒配備仮本部

市は、次の（１）～（５）の場合の初動体制として「羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱」に基づいて、初期の災害を未然に防止するために羽曳野市災害警戒配備仮本部を設置する。

- （１）市域において震度４を観測したとき。
- （２）市域において震度３以下を観測し、市域に災害発生の報告を受けたとき。
- （３）東海地震の警戒宣言が発せられたとき
- （４）災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき、または小規模の災害が発生したとき。
- （５）風水害やその他災害により、市域に被害が発生するおそれがあり、市長が当該配備を指令するとき。

〔組 織〕

本 部 員 市長公室長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、生活環境部長
水道局長、教育次長、学校教育室長、危機管理室長
事 務 局 危機管理室職員

2 羽曳野市災害警戒配備本部

市は、災害に対応するため、「羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱」に基づいて、仮本部設置後、次の（１）、（２）の場合、災害を最低限にとどめるために羽曳野市災害警戒配備本部を設置する。

（１）中規模の災害が発生し、または発生するおそれがあり、市長が当該配備を指令するとき。

（２）その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

〔組 織〕

本 部 長 市長

副本部長 副市長、収入役、教育長、水道事業管理者

指揮班長 市長公室長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、生活環境部長、水道局長、教育次長、学校教育室長、総務部長、保健福祉部長、危機管理室長

指揮班長（付） 秘書課長、人事課長、政策推進課長、道路課長、みどり公園課長、維持管理課長、下水道総務課長、下水道建設課長、都市計画課長、建築住宅課長、監察室長、建築指導課長、産業振興課長、環境衛生課長、水道局総務課長、水道局工務課長、教育総務課長、学校教育課長、管財用地課長、こども財産課長、危機管理室職員

3 羽曳野市災害緊急本部

市は、次の（１）の場合、災害対策本部の初動体制組織として「羽曳野市災害緊急本部設置要綱」に基づいて羽曳野市災害緊急本部を設置する。またこれに伴い、市内に９か所の災害対策基地を設置する。

（１）勤務時間外に、市域において震度５弱以上を観測したとき。

〔組 織〕

本 部 長 市長

副本部長 副市長、収入役、教育長、水道事業管理者、消防団長

本部付総班長 市長公室長

災害対策基地 古市第一災害対策基地、古市第二災害対策基地、高鷲第一災害対策基地、高鷲第二災害対策基地、植生災害対策基地、西浦災害対策基地、丹比災害対策基地、駒ヶ谷災害対策基地、羽曳が丘災害対策基地

〔災害対策基地の組織〕

班 長 各地区に居住する市職員のうち最上級者を定める

副班長 各地区に居住する職員の中から情報副班長、救護副班長を定める

班 員 各地区に居住する職員

4 羽曳野市災害対策本部

市は、次の（１）～（３）の場合、災害対策基本法第 23 条に基づき災害対策本部を設置する。なお、勤務時間外に震度 5 弱以上を観測した場合においては、災害対策本部の初動体制である羽曳野市災害緊急本部において活動が行われる。

- （１）市域において震度 5 弱以上を観測したとき。
- （２）災害救助法の適用を要する災害が発生した場合
- （３）大規模の災害が発生し、市長が当該配備を指令するとき。

[組 織]

本 部 長 市長

副本部長 副市長、収入役、教育長、水道事業管理者、消防団長

本 部 員 市長公室長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、生活環境部長、水道局長、教育次長、学校教育室長、総務部長、保健福祉部長、危機管理室長

第 2 組織動員体制の整備

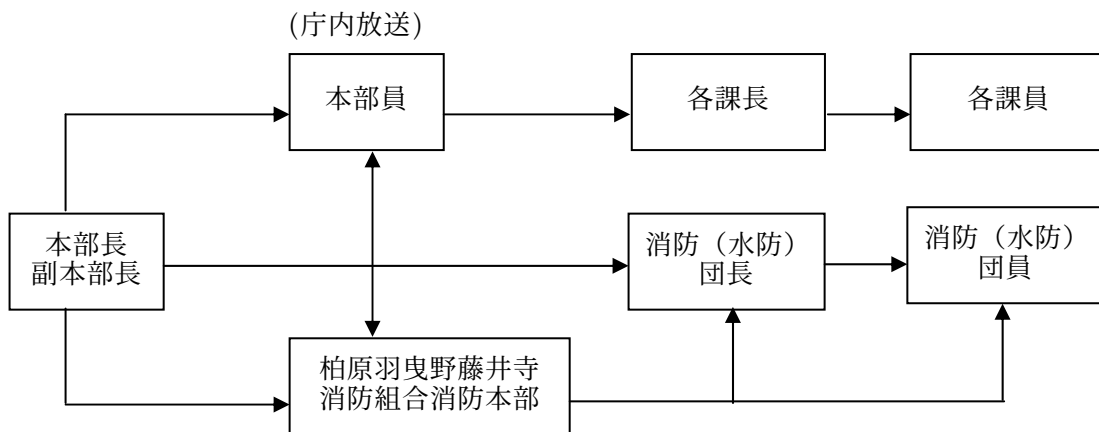
市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、地震災害、風水害等における応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制及び服務等の整備を図る。

1 配備区分

市は、応急対策を的確に実施するため、災害の状況に応じた職員の配備及び動員基準を定める。

2 指令の伝達系統及び方法

（１）勤務時間内の伝達系統

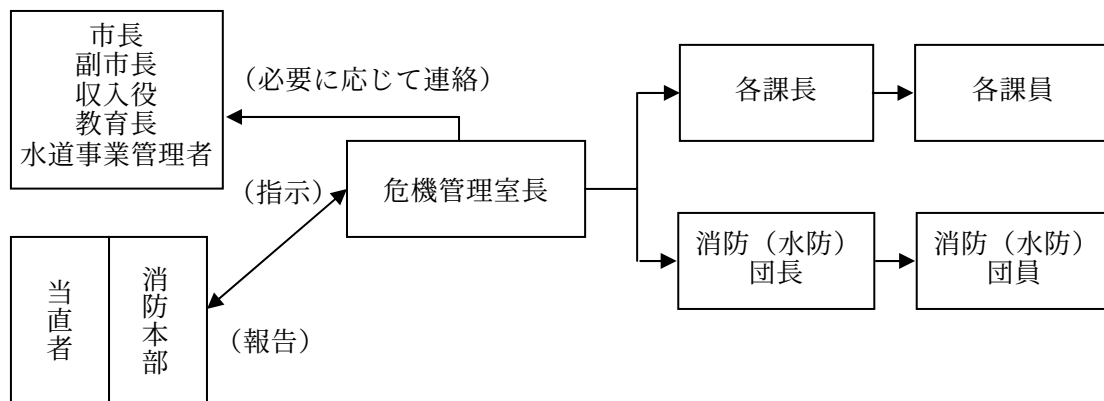


（２）夜間、休日における災害発生直後の応急対策活動

市では、24 時間の防災警戒体制として柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部に通報のあった災害情報について、市当直者を通じて危機管理室長及び室員に通報する。また、市

当直者は危機管理室長の指示に従い、各課長及び関係機関へ連絡するものとする。通報を受け参集した職員は危機管理室長の指揮のもと、発災直後からの応急活動を下記のとおり行う。

- ① 震度情報の収集及び伝達
- ② 被害情報の収集及び伝達
- ③ 府及びその他防災関係機関との連絡調整
- ④ 災害対策本部の設置準備及び職員参集状況の把握
- ⑤ 災害対策本部事務局への引き継ぎ準備



3 職員の服務

- (1) 各課長は、所属職員に対し、この計画に定められた防災活動の内容について、徹底しておくものとする。
- (2) 各課長は、所属職員に対し、勤務時間の内外を問わず、配備指令が出されたときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集するよう周知徹底を図る。
- (3) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者及び連絡順序等を定めておくものとする。

4 非常参集

市は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図り、特に震災時など不測の災害に対応するため、通常時から非常参集のための体制・施設整備や訓練等を実施するとともに、職員に対しその内容を周知・徹底させることとする。

5 その他の防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

第3 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設の整備

市は、市役所別館3階に災害対策本部を開設するとともに、災害対策本部に必要な各種通信システム（市防災行政無線等）の起動、資機材や物資の備蓄等の機能を備えた防災中枢施設を整備するとともに、府との連携を図る。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

2 災害対策基地の整備

震災など緊急時に設置される市内9か所の災害対策基地について、動員計画や業務分担等に従って、物資、資機材等を前もって整備を進めておく。

3 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第4 地域防災拠点の整備

市は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、府で整備される広域防災拠点（大阪南部（りんくうタウン南地区））及び後方支援活動拠点（大泉緑地）と連携して、市域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点として青少年児童センターを、また物資輸送拠点として羽曳野中学校を、それぞれ地域防災拠点とする。

表2-7 府の防災拠点等一覧

広域防災拠点	大阪北部（万博記念公園東地区）、大阪中部（八尾空港北側隣接地）、大阪南部（りんくうタウン南地区）
後方支援	日本万国博覧会記念公園、服部緑地、大阪城公園、鶴見緑地、長居公園、寝屋川公園、久宝寺緑地、山田池公園、大泉緑地、錦織公園
輸送基地	○陸上輸送基地 日本万国博覧会記念公園、北大阪トラックターミナル、大阪府立消防学校、東大阪トラックターミナル、大阪城公園（東部地区）、 大阪府北部広域防災拠点 大阪府中部広域防災拠点 大阪府南部広域防災拠点 ○航空輸送基地 大阪国際空港、関西国際空港、八尾空港 ○海上輸送基地 大阪南港（A岸壁）、堺泉北港（汐見第5岸壁）、※堺泉北港（助松地区－9m岸壁）、※堺泉北港（助松地区－14m岸壁）〔－12mで暫定供用〕、※堺泉北港（堺2区－10m岸壁）、※堺泉北港（堺2区－7.5m岸壁）※阪南港（阪南2区－12m岸壁）、※阪南港（阪南3区－7.5m岸壁）

注）※印は計画中又は整備中のもの

第5 装備資機材等の備蓄

市及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

市は、地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。また、「データ相互保管協定」による和歌山県田辺市との協力や関連情報通信業者との連携により、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第6 防災訓練の実施

市は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、各種災害に関する訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

1 総合的防災訓練の実施

市は、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が一体となり、府など防災関係機関、住民等の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

また、市は、柏原市、藤井寺市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部との連携により合同防災訓練を実施する。

2 水防訓練

水防技術の向上をはかるため、本市の実情に即した効果的な訓練を実施し、洪水防ぎょに万全を期する。

水防訓練は、定期的または随時、主要河川において出水期前に実施するものとし、水防

工法等訓練の内容については、府水防計画の定めるところとする。

3 消防訓練

消防訓練は、消防水利の活用、機材の操法等を訓練することはもとより、特殊火災に対する消防知識をあわせて涵養するものとし、各種及び各地区にわたる防火対象物の状況想定に基づく訓練を実施して、消防目的の完璧を期する。

消防訓練は、訓練の種別毎に計画をたて、定期的または随時に実施する。

4 避難救助訓練

避難救助訓練は、水防訓練、消防訓練とあわせて、あるいは総合訓練の一部分として実施し、避難の指示、伝達、救出、避難所の防疫、給水、給食等を中心に、防災関係機関と緊密な連携のもとに実施する。

5 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、平常時通信から災害時通信への迅速かつ円滑な切換え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達及び受報等について十分な効果が発揮できるように実施する。

6 非常参集訓練

市は、非常参集訓練による職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、非常参集等について訓練する。

特に、消防（水防）団員について電話連絡または伝令などによる参集、さらに、停電時、及び通信途絶時を想定して、車両による参集について訓練を行う。

7 その他の訓練の実施

市は、その他の医療、ライフライン対応、緊急輸送、災害警備、林野火災対策、危険物災害対策、航空機災害対策等にかかる訓練を単独または共同で実施する。

8 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

第7 人材の育成

市及び消防団は、各々の防災体制の強化とあわせて、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員への防災教育を充実するとともに、

第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 市職員

市は、職員に対し、平常時から本計画による各機関の防災体制並びに防災関係法令の運用等の指導を行い、防災知識の習得を図り、災害時における体制の確立に努める。

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

- ① 羽曳野市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災知識と技術
- ⑥ 防災関係法令の適用
- ⑦ その他必要な事項

2 消防団員

消防団員は、地域に密着した防災機関としての任務の重要性にかんがみ、出火防止、初期消火、救急救助等に関し、住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき、普通教育、幹部教育及び特別教育等の教育訓練を実施する。

第8 防災に関する調査研究の活用

市では、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、国、府、各防災関係機関によって行われる災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究の結果を活用し、的確な防災体制の整備を図る。

第9 防災体制の整備

市、府をはじめとする防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野にいれ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 広域防災体制の整備

(1) 広域応援体制の整備

市は、地震災害、大規模火災等の災害を視野にいれ、周辺市町村や柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部との相互応援の充実や体制の整備を図る。

市では、阪神淡路大震災の後、広域での応援の重要性を考慮し、中河内、南河内の9市2町1村と「災害相互応援協定」を、また、橿原市、田辺市と「三市災害相互応援協

定」を結び、人員の派遣、物資の援助をはじめとした総合的な応援体制の整備を進めている。

表 2－8 市で締結済みの相互応援協定

協 定 等	協定自治体等
大阪府中ブロック消防相互応援協定（資料 3 参照）	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定（資料 4 参照）	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、葛城市、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝・広陵消防組合
阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定（資料 5 参照）	柏原市、羽曳野市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、香芝市、葛城市、富田林市、香芝・広陵消防組合
災害相互応援協定（資料 6 参照）	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
三市災害相互応援協定（資料 7 参照）	奈良県橿原市、和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市
電子計算組織に係わるデータのバックアップテープの相互保管に関する協定（資料 8 参照）	和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市

なお、府では、「近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定」（近畿 2 府 7 県：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び「全国各都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を結び、これにあわせた整備を進めている。

（２）緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

市及び府は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受け入れ体制の整備を図る。

（３）広域緊急援助隊の受け入れ体制の整備

警察署は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「広域緊急援助隊」との連携や受け入れ体制の整備を図る。

（４）その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

第 10 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、府と連携して、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

また、市は自衛隊の災害派遣が行われる場合に部隊が迅速かつ円滑に活動できるよう羽曳野中学校の体育館を受け入れ基地（仮泊予定地）として指定し、そのための受け入れ体制の整備を図る。

第2節 情報収集伝達体制の整備 (市長公室、危機管理室、下水道部、水道局)

市及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努めるものとする。

第1 通信連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時における相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、それぞれ通信連絡窓口を定め通信連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図るものとする。

1 通信連絡の確保

災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。

2 災害時優先電話の指定及び連絡責任者

- (1) 災害時優先電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- (2) 災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、災害時優先電話に通信事務従事者を配置し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。
- (3) 相互の通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所の電話を利用するものとする。

3 通信施設の整備

災害時における各種予警報や指令等の災害情報を伝達し、被害状況や応援対策活動を収集するため、羽曳野市地域防災無線等の通信施設の充実強化を図り、円滑迅速なる情報収集伝達体制の確立を図る。

(1) 羽曳野市地域防災無線

現行のアナログ方式からデジタル方式への移行も含め、より有効な通信手段の確保を検討する。

① 移動系

移動系システムは、車載型及び可搬型移動局からなり、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部ほか、各防災機関に配置する。

被災現地における被害状況や避難所等における応急対策活動状況等の連絡を行う。

災害警戒本部及び災害対策本部設置後は全ての移動局に開局して統制局の管理のものとする。

とに置かれるものとする。

② 固定系

固定系システムは、屋外受信装置及び公共施設における戸別受信機から構成され、同報通信方式により、災害時に住民に対し、的確な情報を伝達する。

(2) 市水道局無線

水道局では、車載 17 局、携帯 2 局からなる無線通信システムの活用により、災害時に対応する。また、通常時においても水道施設の維持管理等に活用する。

(3) 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用して、管内消防出張所、警防本部及び各消防関係機関と連絡を行う。

(4) 大阪府防災行政無線

大阪府が防災対策の一環として、災害発生時における災害応急対策を迅速かつ、円滑に実施するため、大阪府と府の各出先機関及び府下各市町村等を結ぶ無線網で、災害予防及び、災害復旧対策等における防災上の各種情報、並びに地震情報や気象予警報等の収集、伝達を迅速に進めるために活用する。

(5) 大阪府防災情報システム

大阪府防災情報システムは大阪府と市町村を結ぶシステムであり、日本気象情報協会のすべての情報を盛り込んだ気象等観測情報システム、被害映像収集システム、被害情報収集システム、被害情報提供システム、災害対策本部情報システム等で構築されている。通常時における気象等の情報収集や災害時の情報交換等に活用する。

(6) 羽曳野警察署

警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用して、警察署をはじめ、防災関係機関と情報連絡を行う。

(7) その他の防災機関

それぞれの通信連絡系統のもとに無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

(8) アマチュア無線局等

市は、市内のアマチュア無線局や各企業・事業所等の無線設備に対し、災害時における通信への協力を要請する（電波法 5 2 条）。

第 2 情報収集伝達の強化

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

(1) 24 時間体制の整備

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部との連携により夜間は消防本部から当直者あるい

は守衛を通じて危機管理室へ通報する。

(2) 震災時の情報収集

震災時は市域において震度4を観測した場合は、警戒配備仮本部により、また市域において5弱以上の場合は、災害緊急本部により情報収集を行う。

① 警戒配備仮本部による情報収集

都市開発部の各部長が被害状況の等の情報収集を行う。

② 災害緊急本部による情報収集

災害緊急本部が設置された場合は、各災害対策基地における情報班を中心に情報収集を行う。

第3 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

1 広報体制の整備

(1) 広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ① 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
- ② 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ③ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ④ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 緊急放送体制の整備

市及び放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

図 2 - 1 羽曳野市地域防災無線（移動系）及び水道局無線の系統図

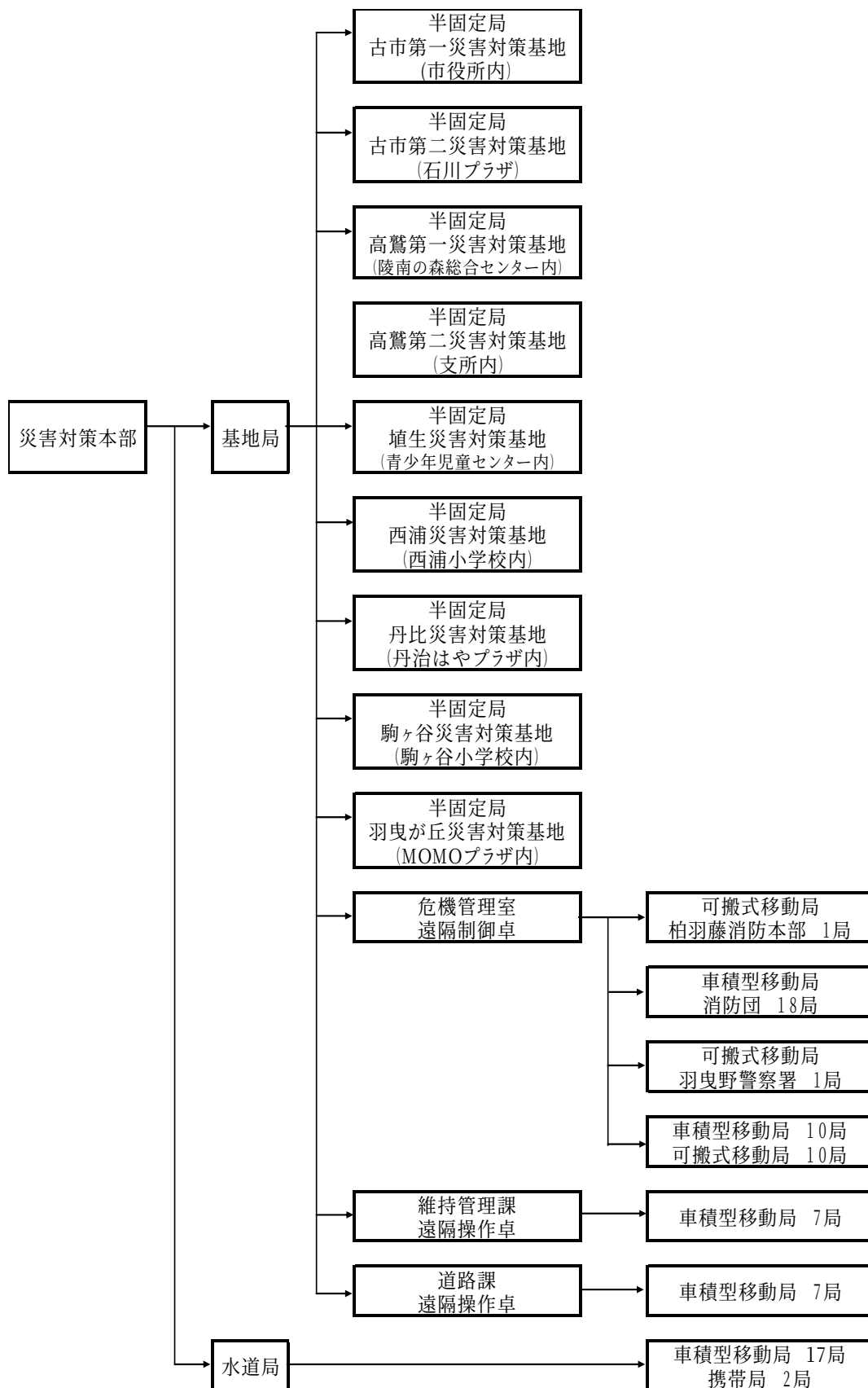
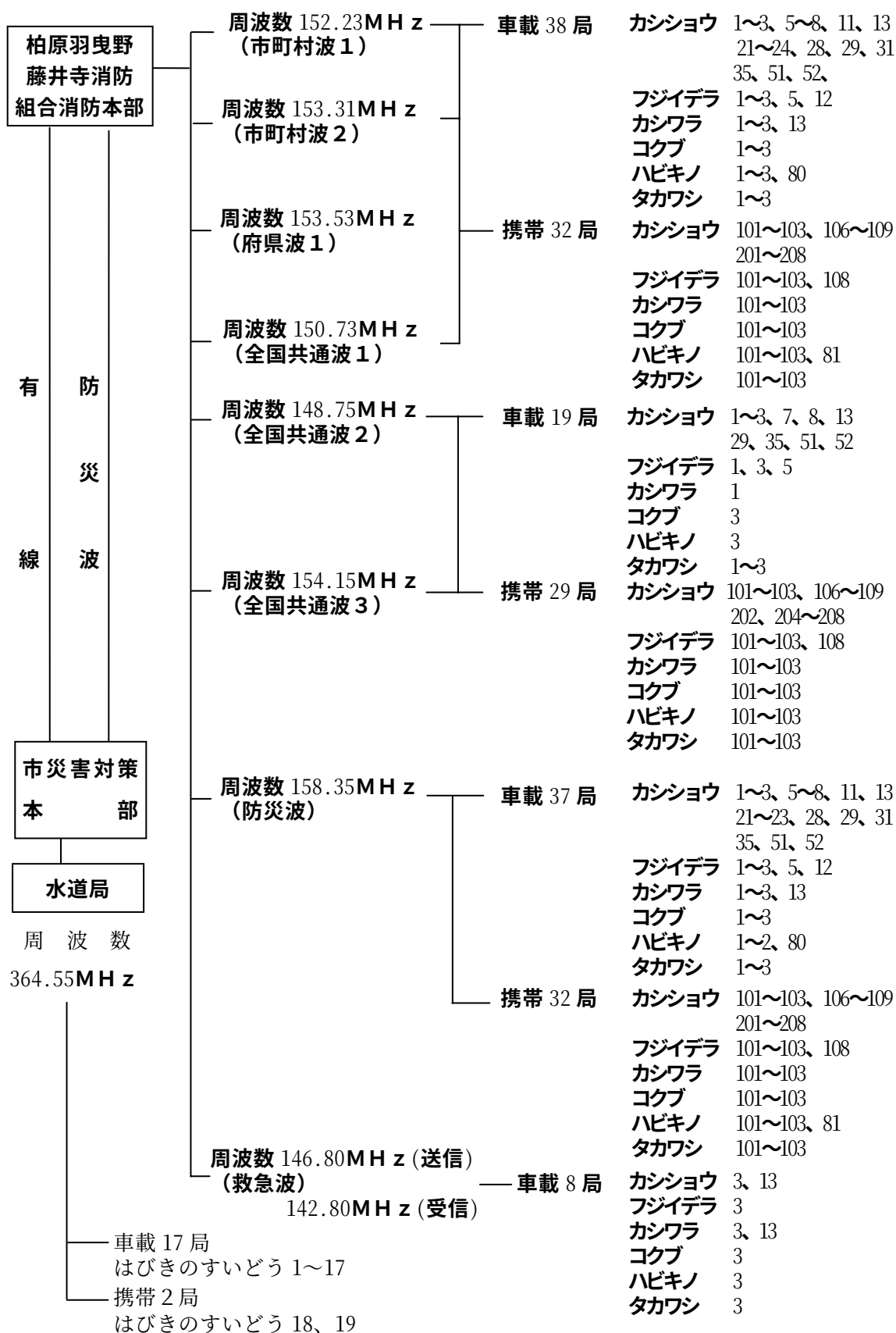


図 2 - 2 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防無線系統図



第3節 火災予防対策の推進

(危機管理室、都市開発部)

市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

第1 建築物等の火災予防

建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、当該区域内の一般建築物について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、一般建築物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- ① 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- ② 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ③ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 市は、住宅における住宅用火災報知器の設置を促進する。

(5) 住民、事業所に対する指導、啓発

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府は、住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ、住宅用防災機器等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(6) 定期報告制度の活用

市（特定行政庁）は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管

理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高さが 31m を越える建築物

(2) 防災計画書の作成指導

市（特定行政庁）は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第 2 林野火災予防

市及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 林野火災予防施設の整備

市は、市有または市域内の財産区所有の林野について、防火線及び林道の整備を進める。
また、個人所有の林野についても、その所有者に対し防火線等の整備を指導する。

2 監視体制及び広報活動等の強化

市では次のような監視活動等及び広報活動を実施する。

(1) 住民、事業所に対する啓発

(2) 消防団等による火災発生危険期における巡視の実施

(3) 森林法に基づく火入れの許可及び防火上必要な指示の徹底

(4) 登山、ハイキング等で入山する者に対し、火気注意の掲示、パンフレットの配布等により注意を喚起し、火災の予防を図る。

3 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、府から指導があった場合は林野火災特別地域対策事業を実施する。

4 林野火災対策用資機材の整備

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

第4節 消火・救助・救急体制の整備 (危機管理室)

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は府、警察署等と連携し、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めるものとする。

第1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、防災関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設など、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

- ① 大阪府地域防災計画（資料編）に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利の確保に努める。
- ② 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。
- ③ 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。
- ④ 遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を回るため、組織の活性化に努める。

① 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、組織強化に努める。

② 消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の充実強化を図る。

③ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

(5) 自主消防組織の整備促進

① 婦人防火クラブの活性化

女性に対しても婦人防火クラブへの参加を呼びかけ、防災に関する知識や初期消火能力の向上を図る。

② 自主防災組織

各地域に対して自主防災組織（自警団）の整備を促進し、積極的に市や消防組合消防本部、消防団で実施する訓練への参加を促す。

③ 事業所の自衛消防隊整備促進

市内の各事業所に対しても、自衛消防隊の結成、整備を促し、積極的な訓練の実施を求める。

2 広域消防応援体制の整備

市は、地震等大規模災害発生に備え、周辺市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受け入れ体制の整備に努める。

第2 連携体制の整備

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、府、他市町村、警察署、自衛隊等と連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第5節 災害時医療体制の整備 (保健福祉部、生活環境部)

市及び府は、災害時の医療活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府下の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が次の2種類の救護所において実施する。また、医療機関を、できるだけ「救護所」と位置付け、医療救護班・物資の供給を行う。さらに、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を活かした医療救護を行う。

(1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

(2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、拠点となる災害医療機関（表2-9）を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

市においては、市災害医療センターへの搬送を第1に行い、不足する分については災害医療協力病院及び市外の災害拠点病院等へ搬送する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（市域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は府及び医療関係機関と連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の拡充

大阪府藤井寺保健所及び羽曳野市医師会は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）を活用する。

2 連絡体制の整備

- (1) 市は保健センターに災害時の連絡・調整窓口を設置し、府や医療関係機関等との情報交換・提供を行う。
- (2) 市は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、保健センター職員の中から災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市及び府、医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

市及び羽曳野市医師会は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所等で活動する。

2 医療救護班の構成基準

市は、羽曳野市医師会等との協定により、医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等については次のとおり定める。

- (1) 医療救護班の構成は医師1名、看護師2名、その他（事務、あるいはコ・メディカル等）1名の計4名とし、9班を編成する。

- (2) 医療救護班は、各診療科目ごとに編成する。
- (3) 医療救護班の活動期間は原則として発災後 14 日間とする。なお、災害救助法の措置が延長された場合などにおいては、医師会と協議する。
- (4) 参集場所は、原則として保健センターとし、派遣方法等については、被害の状況に応じて医師会との協議の上、決定する。

3 救護所の設置

市は、災害時の医療活動を行う場所として、古市第二災害対策基地及び高鷲第一災害対策基地に医療救護所を設置する。また、災害発生直後の短時間、医療活動を行う応急救護所については、市内 7 地区における被害の状況等を踏まえ、災害現場付近の適当な場所に設置する。なお、医療救護所の箇所数、医療救護班の編成数については、羽曳野市医師会と十分協議の上、決定するものとする。

4 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

市は、保健センターに窓口を設置し、医療救護班の受け入れ及び救護所への配置調整を行う。

第 4 後方医療体制の整備

1 災害医療機関の整備

市は、羽曳野市医師会と連携して後方医療体制の充実に努めることとし、市の医療救護活動の拠点として、藤本病院を市災害医療センターとして指定するほか、羽曳野市医師会のその他の病院について災害医療協力病院として指定する。

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定する。

表 2－9 拠点となる災害医療機関

市災害医療センター		医療法人医仁会藤本病院
災害医療協力病院		藤本病院を除く市内の主要な病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	府立急性期・総合医療センター
	地域災害医療センター	大阪市立総合医療センター、国立病院機構大阪医療センター、大阪赤十字病院、大阪市立大学医学部附属病院、済生会千里病院、大阪大学医学部附属病院、大阪府三島救命救急センター、大阪医科大学付属病院、関西医科大学附属滝井病院、関西医科大学附属枚方病院、府立中河内救命救急センター、東大阪市立総合病院、近畿大学医学部附属病院、市立堺病院、府立泉州救命救急センター、市立泉佐野病院
特定診療災害医療センター		府立成人病センター、府立精神医療センター 府立呼吸器・アレルギー医療センター、 府立母子保健総合医療センター

2 病院防災マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対応策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市、府及び日本赤十字社大阪府支部は医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

(1) 災害拠点病院等での病院備蓄

ア 災害拠点病院

イ 市災害医療センター

(2) 卸業者及び製造業者による流通備蓄

(3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

2 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市及び府は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・速切な搬送のため、自衛隊等とも協力し、陸路・空路を利用した搬送手段及び搬送体制の充実を図る。

1 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

市は、医療品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター（府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立精神医療センター、府立成人病センター、府立母子保健総合医療センター）、各専門医会等関係団体等と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 医療関係機関協力体制の確立

市及び府は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練などの実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市及び災害医療関係機関等は、府や地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

(総務部、土木部、危機管理室)

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

市は、警察及び府の道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路（地域緊急交通路）を選定する。また、府は、広域緊急交通路を選定するとともに、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、「重点14路線」を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

- ① 府県間を連絡する主要な道路
- ② 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路
- ③ 各府民センタービル、市庁舎など市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

本市域を通過する広域緊急交通路としては、国道170号と西名阪自動車道が選定されている。なお、「重点14路線」については、市域に該当するものはない。

(2) 地域緊急交通路（市選定）

市では、府で選定した広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、地域防災拠点や災害対策基地等を結ぶ「地域緊急交通路」を表2-10のとおり選定する。

表 2-10 市内の地域緊急交通路

番号	路線名称	起終点	備考
1	南阪奈道路	堺市境界～太子町境界	自動車専用道路
2	国道 170 号	藤井寺市境界～富田林市境界	広域緊急交通路
		藤井寺市境界～白鳥北	一般国道
3	国道 170 号 (旧)	藤井寺市境界～富田林市境界	一般国道
4	国道 166 号	古市 2 丁目 (臥龍橋付近)～駒ヶ谷 付近 (逢阪橋)	一般国道
		飛鳥地内～太子町境界	
5	堺大和高田線	松原市境界～藤井寺市境界	主要地方道
6	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	駒ヶ谷 (逢阪橋)～柏原市境界	主要地方道
		川向 (臥龍橋付近)～富田林市境界	
7	堺羽曳野線	松原市境界 (美原ローター付近)～藤 井寺市境界	主要地方道
8	美原太子線	堺市境界～国道 170 号	主要地方道
9	郡戸大堀線	松原市境界～郡戸付近	一般府道
10	西藤井寺線	藤井寺市境界～野中寺付近	一般府道
		豊川病院付近～五軒屋南	
		郡戸～堺市境界	
11	島泉伊賀線	南島泉～南宮交差点付近	一般府道
12	郡戸古市線	五軒屋南～白鳥	市道
13	藤井寺羽曳山線	野中寺～羽曳が丘 5	市道
14	南阪奈道路側道線	国道 170 号～国道 166 号	市道
15	河原城駒ヶ谷線	羽曳が丘西 2 丁目～西浦	市道
16	羽曳が丘西線	羽曳が丘 5～羽曳が丘 8 丁目付近	市道
17	はびきの 1 2 8 号線	羽曳が丘 8 丁目付近～埴生野	市道
18	西新田南宮線	南宮交差点付近～豊川病院付近	市道
19	野中城山線	城山北～古市 4 丁目付近	市道
20	臥龍古市線	古市 4 丁目付近～国道 166 号	市道
21	南河内グリーンロード	駒ヶ谷～太子町境界	農道
22	羽曳が丘西東西線	羽曳が丘西 2 丁目～羽曳が丘西 4 丁目付近	市道
23	東大塚美陵線	松原市境界～高鷲 10 丁目付近	市道

羽曳野市全図

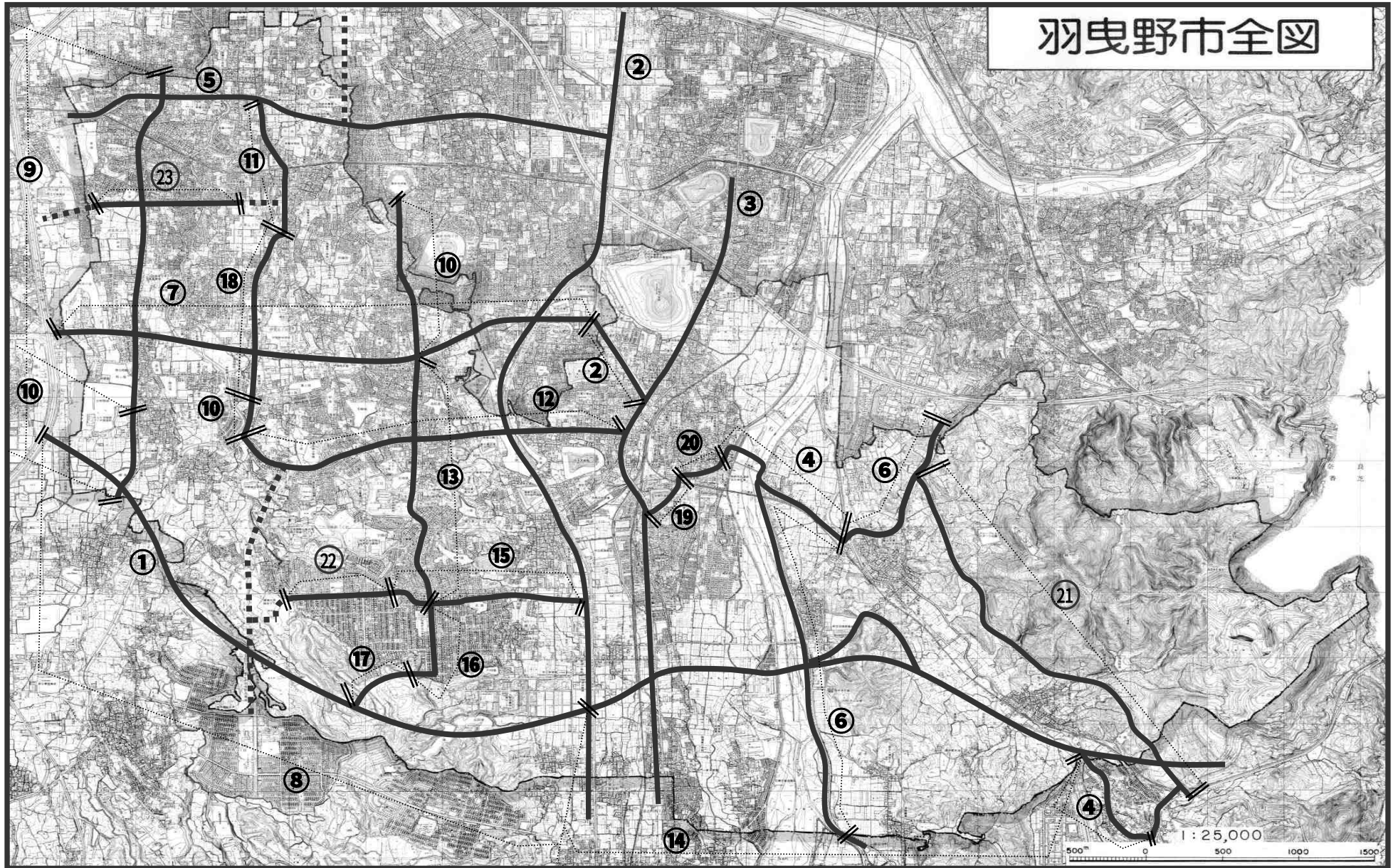


図2-3 地域緊急交通路

2 緊急交通路の整備

市は、効率的なネットワーク形成のために、あらかじめ選定された地域緊急交通路について、道路の拡幅や交通安全施設等、総合的な整備を促進する。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市、府、警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

第2 航空輸送体制の整備

1 市

市は、災害時の救出・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。

災害時用臨時ヘリポートの選定場所としては、公共の運動場等から、次の事項に留意して選定するものとする。

- (1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）
- (2) 地面斜度6度以内のこと
- (3) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

〔必要最小限度の地積〕

○大型ヘリコプター … 100m四方の地積

○中型ヘリコプター … 50m四方の地積

○小型ヘリコプター … 30m四方の地積

- (4) 二方向以上から離着陸が可能であること。
- (5) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- (6) 車両等の進入路があること
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ① 水利、水源に近いこと。
 - ② 複数の駐機が可能なこと。
 - ③ 補給基地を設けられること。
 - ④ 気流が安定していること。
- (8) 受入れにあたっての留意事項

- ① 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立て

てること。これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。

- ② 着陸点にはHを表示すること
- ③ 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

2 医療機関

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の輸送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

表 2-11 ヘリコプター発着地点

ヘリポート名	羽曳野市青少年児童センター	府立呼吸器・アレルギー医療センター
所在地	羽曳野市向野 3-1-33	羽曳野市はびきの 3-7-1
所有者または監理者	羽曳野市長	大阪府知事
土地の状況	長さ×幅＝面積 112m×90m＝10,080 m ²	長さ×幅＝面積 77m×87m＝6,699 m ²
発着可能機数	1 機	中型 1 機

第 3 輸送手段の確保体制

市は、陸上輸送、航空輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備することとし、車両等の確保、管理に努めるとともに、市内の民間の陸運会社等との連携に努める。

第 4 交通規制・管制の整備

1 緊急通行車両事前届出

市は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、危機管理室が、府公安委員会に対し事前届出（資料編 資料 13 の府別記様式第 1 号）を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受ける。

（1）対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を除く。

- ① 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- ② 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。
- ③ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

（2）届出済証の返還

次の場合、速やかに羽曳野警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ① 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- ② 当該車両が廃車となったとき。
- ③ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

2 交通の確保

市は、地域緊急交通路として定めた路線について緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する場合は、危機管理室が、羽曳野警察署及び道路管理者に交通規制を要請するとともに、所定の表示を行うとともに、う回路線の設定等の交通確保措置について検討する。

3 警察署

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

- ① 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備
- ② 災害時の信号制御システム等の整備
- ③ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

4 道路管理者

市をはじめ各道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第7節 避難収容体制の整備

(総務部、生活環境部、保健福祉部、都市開発部、教育委員会、危機管理室)

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。

第1 避難地、避難路の選定

市は、避難地及び避難路を選定する。

1 火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね 1ha 以上の場所を一時避難地として選定する。

(2) 広域避難地

広域避難地の選定基準は次のとおり。

ア 原則として延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね 10ha 以上の空地とする。

ただし、10ha 未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

イ 想定される避難者 1 人当たり概ね 1 m²以上の避難有効面積を確保できること。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（アに該当するものを除く。）

(3) 避難路

避難路の選定基準は次のとおり。

ア 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）又は 10m 以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。

エ 水利の確保が比較的容易なこと。

2 その他の避難地及び避難路の選定

地震、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

第2 避難地、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地（表2-12）及び避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難地

- （1）避難地標識等による住民への周知
- （2）周辺の緑化の促進
- （3）複数の進入口の整備

2 広域避難地

- （1）避難地標識の設置
- （2）非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- （3）周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- （4）複数の進入口の整備

3 避難路

- （1）沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- （2）落下・倒壊物対策の推進
- （3）誘導標識、誘導灯の設置
- （4）段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の選定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

1 避難所の選定

避難所は、町会等单位で選定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮して整備する。

また、表2-15に示すその他の避難地、避難所は、避難地あるいは避難所が災害により使用できない場合や不足する場合にこれを補完することとする。

なお、公共宿舎施設、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難収容施設の確保に努めるとともに、要援護高齢者、障害者等の対策や避難所生活の中長期化を想定し、はびきのコロセアムと陵南の森総合センターについて福祉避難施設（二次的な避難所）（表2-13）として指定する。

2 避難所の福祉的整備

避難所に指定された施設については、災害時に高齢者や障害者等が利用しやすいよう、以下の点に留意して施設の福祉的整備を図る。

- (1) 施設管理者は、「羽曳野市地域福祉計画」に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。[ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りでない。]
- また、避難場所から仮設便所等の設置場所まで支障なく通行できるルートを確保するため、段差の解消（仮設スロープの設置を含む。）等に努める。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、障害者や高齢者等の避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障ないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。
- （施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供する事ができるよう管理体制を整える。）

3 福祉避難施設（二次的な避難施設）の整備

市は、避難所が設置されたときには、あわせて福祉避難施設に相談所を設置し、社会福祉協議会、保健センター、ボランティアグループとの連携により、要援護高齢者や障害者等が安心して生活ができるよう生活支援や相談体制を整備する。

表 2-12 地震等の災害時における広域避難地及び一時避難地

	番号	地区名	避難地	所在地	面積（㎡）
広域避難地	1	古市	石川スポーツ公園	古市石川河川敷	15,059
	2	西浦	食と緑の技術センター	尺度442	20,000
	3	古市生 埴	峰塚公園	軽里2-71-1	53,000
	4	高鷺 丹比	総合スポーツセンター はびきのコロセアム	南恵我之荘4-237-4	7,150
	5	羽曳が丘	道の駅「しらとりの郷・羽曳野」	埴生野975-3	27,225
	6	駒ヶ谷	府営石川河川公園 駒ヶ谷地区	駒ヶ谷140番地外	54,000
一時避難地	7	古市	誉田中学校 茶山グラウンド	誉田6-612	4,188
	8	古市	誉田八幡宮	誉田3-2-8	4,000
	9	高鷺	高鷺小学校 第2グラウンド	恵我之荘2-70-1	5,080
	10	高鷺	しなづせせらぎの道	恵我之荘1（旧河川敷）	4,870
	11	高鷺	東除公園	南恵我之荘3-14-1	2,000
	12	高鷺	新池さくら公園	南恵我之荘5-859	2,867

一時避難地	13	埴生	青少年児童センター	向野3-1-33	13,658
	14	埴生	伊賀児童遊園	伊賀5-737	2,823
	15	埴生	向野公園	向野3-265-1	3,100
	16	埴生	上印公園	はびきの4-298-2	1,800
	17	埴生	伊賀公園	伊賀6-150	1,500
	18	埴生	野々上区画内地 2丁目緑	野々上2-646	860
	19	埴生	埴生野公園	野々上5-462-9	900
	20	埴生	桃山台1号公園	桃山台1-324-112	3,400
	21	埴生	桃山台2号公園	桃山台3-130-48	2,600
	22	羽曳が丘	羽曳が丘北公園	羽曳が丘1-201	8,300
	23	羽曳が丘	羽曳が丘中公園	羽曳が丘3-202	2,600
	24	駒ヶ谷	グレースヒル スポーツ公園	駒ヶ谷850	13,986
	25	駒ヶ谷	駒ヶ谷テニスコート	駒ヶ谷1408-1	4,609
	26	西浦	広瀬児童遊園	石川河川敷	557
	27	丹比	檜山緑地	檜山357	1,200
	28	丹比	郡戸公園	郡戸300-123	1,000

表2-13 市指定の福祉避難施設

番号	施設名	所在地	備考
1	羽曳野市立総合スポーツセンターはびきのコロセアム	南恵我之荘4-237-4	
2	羽曳野市立陵南の森総合センター	島泉8-8-1	
3	羽曳野市立生活文化情報センター LIC はびきの	軽里1-1-1	

4 避難所の運営管理体制の整備

避難所の運営管理は派遣された職員と施設管理者が行うものとし、府の指針を踏まえて、市避難所運営管理マニュアルを作成する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣

(3) 災害対策本部との連絡体制

(4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

表 2-14 避難所

	避難所	所在地	電話	面積	収容能力	収容地区
1	古市小学校	古市1-2-5	958-3321	m ² 1,927	人 963	古市地区
2	古市南小学校	古市5-14-38	958-3331	1,962	981	古市地区
3	府立西浦高校	西浦2-1797	958-0333	1,547	773	古市地区 西浦地区
4	白鳥小学校	白鳥3-8-17	958-3341	1,422	711	古市地区
5	誉田中学校	誉田6-5-37	955-4765	2,450	1,225	古市地区
6	高鷲小学校	島泉2-1-19	955-4481	2,413	1,206	高鷲地区
7	高鷲南小学校	高鷲2-12-1	953-4008	2,277	1,138	高鷲地区
8	恵我之荘小学校	南恵我之荘7-8-35	953-0001	1,727	863	高鷲地区
9	高鷲北小学校	島泉4-3-33	938-5411	2,590	1,295	高鷲地区
10	高鷲中学校	島泉9-14-4	955-4488	2,128	1,064	高鷲地区
11	高鷲南中学校	高鷲2-2-1	955-9388	2,241	1,120	高鷲地区
12	埴生小学校	伊賀5-6-37	955-0329	2,161	1,080	埴生地区
13	埴生南小学校	はびきの6-6-1	958-3488	2,438	1,219	埴生地区
14	西浦小学校	西浦1050	958-3351	2,615	1,307	西浦地区 羽曳が丘地区
15	峰塚中学校	西浦6-48	958-3301	2,576	1,288	西浦地区 羽曳が丘地区 古市地区
16	西浦東小学校	広瀬75-3	958-8100	1,715	857	西浦東地区
17	羽曳が丘小学校	羽曳が丘6-8-1	958-3361	1,847	923	羽曳が丘地区
18	丹比小学校	郡戸206	955-1815	2,577	1,288	丹比地区
19	河原城中学校	桃山台4-123	954-6767	2,405	1,202	丹比地区
20	駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷344-1	958-3371	1,452	726	駒ヶ谷地区
21	府立羽曳野高校	大黒776	957-0001	2,309	1,154	駒ヶ谷地区
22	羽曳野市民会館	誉田1-4-4	958-2311	735	367	古市地区

表 2-15 その他の避難地、避難所

	地 区 名	避 難 場 所	所 在 地	電 話
1	古 市 地 区	白鳥会館	白鳥 2-1-5	958-4171
2	古 市 地 区	石川プラザ	古市 1 5 4 1-1	950-2002
3	高 鷲 地 区	支所	南恵我之荘 3-1-1	955-0583
4	高 鷲 地 区	西川公民館	恵我之荘 2-6-2	938-0439
5	高 鷲 地 区	丹下公民館	恵我之荘 5-6-5	938-9214
6	高 鷲 地 区	高年生きがいサロン 2 号館	恵我之荘 5-1-3	931-2255
7	埴 生 地 区	野々上公民館	野々上 3-1-2 3	938-6464
8	埴 生 地 区	高年生きがいサロン 1 号館	伊賀 5-6-3 7	937-1004
9	埴 生 地 区	人権文化センター	向野 2-9-7	955-4556
10	羽曳が丘地区	羽曳が丘東公園	羽曳が丘 3-2 0 1-1	
11	羽曳が丘地区	羽曳が丘南公園	羽曳が丘 7-2 0 1	
12	羽曳が丘地区	四天王寺国際仏教大学	学園前 3-2-1	956-3181
13	羽曳が丘地区	MOMO プラザ	羽曳が丘西 2-5-1	957-5553
14	羽曳が丘地区	高年生きがいサロン 6 号館	羽曳が丘 3-1-1 3	959-0580
15	駒ヶ谷地区	飛鳥公民館	飛鳥 1 1 8 7	956-0034
16	駒ヶ谷地区	駒ヶ谷東公民館	駒ヶ谷 2 1 6-1	958-7124
17	西 浦 地 区	新町公民館	西浦 1 1 2 8-3	956-4762
18	西 浦 地 区	西浦公民館	西浦 3-2-2 5	957-1979
19	西 浦 地 区	東阪田公民館	東阪田 2 4 4	
20	西 浦 地 区	尺度公民館	尺度 2 0 2-1	
21	西 浦 地 区	蔵之内老人いこいの家	蔵之内 5 0 0	
22	丹 比 地 区	野公民館	野 6 4 0	956-9912
23	丹 比 地 区	高年生きがいサロン 5 号館	野 6 4 0-1	931-6010
24	丹 比 地 区	丹治はやプラザ	檜山 2 5 1-1	937-4900
25	丹 比 地 区	檜山公民館	檜山 2 1 7	939-3989

第 4 避難誘導体制の整備

1 市

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、町会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

- (2) 府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、福祉事務所が中心となって、民生委員・児童委員を通じ、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障害者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- (3) 府と連携を図りながら、福祉避難施設（二次的な避難施設）等において、要援護高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

第5 応急危険度判定体制の整備

市は府と連携して、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の受け入れ体制整備

市は、府が開催する応急危険度判定講習会に協力するとともに、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受け入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

- (2) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、府で実施する被災宅地危険度判定制度を活用し、地震等により被災した宅地の危険度を判定するため、判定士の確保・養成に努めるほか、被災宅地危険度判定士の受け入れ体制の整備など実施体制の整備を図り、制度について広報活動を行うなど普及啓発に努める。

第6 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を表2－18のとおり選定する。

表2－16 仮設住宅の建設予定場所

	地 区 名	場 所	面積 (㎡)	予定戸数 (戸) 2 K
1	古 市 地 区	峰 塚 公 園	53,000	1,060
2	埴 生 地 区	向 野 公 園	3,100	62
3	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 北 公 園	8,300	166
4	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 中 公 園	2,600	52
5	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 東 公 園	6,000	120
6	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 南 公 園	2,600	52
7	埴 生 地 区	埴 生 野 公 園	900	18
8	埴 生 地 区	上 印 公 園	1,800	36
9	埴 生 地 区	桃 山 台 1 号 公 園	3,400	68
10	埴 生 地 区	桃 山 台 2 号 公 園	2,600	52
11	埴 生 地 区	伊 賀 公 園	1,500	30
12	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 西 北 公 園	8,500	170
13	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 西 中 公 園	2,500	50
14	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 西 西 公 園	2,800	56
15	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 西 南 公 園	2,700	54
16	羽 曳 が 丘 地 区	羽 曳 が 丘 西 ネ オ ポ リ ス 公 園	2,200	41
17	駒 ヱ 谷 地 区	グ レ ー プ ヒ ル	13,986	279
18	丹 比 地 区	丹 比 小 学 校	8,060	161
19	高 鷲 地 区	高 鷲 小 学 校	4,103	82
20	埴 生 地 区	埴 生 小 学 校	8,862	177
		計	139,511	2,786

第7 斜面判定制度の活用

市は、土砂災害から住民を守るため、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局等と協力して、住民に対して、協会及び斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第8節 緊急物資確保の整備

(総務部、市民人権部、水道局、生活環境部、保健福祉部、危機管理室)

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、府及び市による被害想定調査による備蓄目標量（第1部総則表1-10）の計画的確保を図るものとする。

第1 給水体制の整備

1 飲料水の供給

市は、府と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3ℓの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

災害時の緊急配水施設として羽曳野市緊急連絡管の整備を行う。また、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備等、計画的な拠点整備を推進する。

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) パック水・缶詰水の備蓄

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

- ① 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は府に対し、大阪府水道震災対策中央本部体制の整備に協力する。
- ② 市域を越えた周辺市町村との広域的相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活用水の確保

府と市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

第2 食料生活必需品の確保

市は、府及び市被害想定調査結果から算定された備蓄目標量を基に、計画的な食料・生活必需品の確保に努める。

1 市、府

(1) 重要物資の備蓄

- ① アルファ化米、乾パンなど
市及び府は、それぞれ要給食者の1食分を備蓄する。
- ② 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市及び府は、それぞれ高齢者用食１食分、粉ミルクを１日分以上、哺乳瓶については市が避難所生活者のうち乳児分を、府が予備分をそれぞれ備蓄する。

③ 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

④ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

市及び府は、それぞれ１日分を備蓄する。

⑤ 簡易トイレ

市は、必要量を備蓄により確保する。府は、必要量を備蓄及び調達により確保する。

（２）その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

① 精米、即席麺などの主食

② 野菜、漬物、菓子類などの副食

③ 被服（肌着等）

④ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

⑤ 光熱用品（ＬＰガス、ＬＰガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

⑥ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）

⑦ 医薬品等（常備薬、救急セット）

⑧ 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

⑨ 棺桶、遺体袋 など

（３）備蓄・供給体制の整備

市及び府は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。市では次の事業を実施する。

① できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

② 備蓄物資の点検及び更新

③ 定期的な流通在庫量の調査の実施

④ 供給体制の整備

表 2-17 災害備蓄拠点一覧表

保管場所	電話番号	所在地
古市小学校	958-3321	古市 1-2-5
古市南小学校	958-3331	古市 5-14-38
駒ヶ谷小学校	958-3371	駒ヶ谷 344-1
西浦小学校	958-3351	西浦 1050
羽曳が丘小学校	958-3361	羽曳が丘 6-8-1
埴生小学校	955-0329	伊賀 5-6-37
埴生南小学校	958-3488	はびきの 6-6-1
恵我之荘小学校	953-0001	南恵我之荘 7-8-35
高鷲小学校	955-4481	島泉 2-1-19
高鷲南小学校	953-4008	高鷲 2-12-1
高鷲北小学校	938-5411	島泉 4-3-33
丹比小学校	955-1815	郡戸 206
誉田中学校	955-4765	誉田 6-5-37
峰塚中学校	958-3301	西浦 6-48
高鷲中学校	955-4488	島泉 9-14-4
高鷲南中学校	955-9388	高鷲 2-2-1
河原城中学校	954-6767	桃山台 4-123
羽曳野市役所	958-1111	誉田 4-1-1

表 2-18 災害備蓄拠点における市の備蓄状況

備蓄品	数量	備考
ポリタンク	100個	
毛布	100枚	
ブルーシート	50枚	
ローソク	30本	
クイックコンロ	1セット	
コンロストーブ	1セット	
テント	10張	市役所にはテント無し

第9節 ライフライン確保体制の整備 (下水道部、水道局)

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第1 上水道（市、府）

市及び府は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

円滑かつ迅速な応援活動を図るため、「大阪府水道震災対策相互応援協定書」及び「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」により、広域的相互応援体制の整備に努める。

第2 下水道（市、府）

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府と協力して府・市町村間の協力応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- （１）緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- （２）緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - ② 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- （３）被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの細分化を図る。
- （４）被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- （５）重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- （６）ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- （７）施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- （１）災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- （２）緊急時通信機器の整備充実に努める。
- （３）消火・防火設備の整備充実に努める。
- （４）資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害により電気通信設備または回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- （１）災害発生時において通信を確保しまたは災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- （２）災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- （３）災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- （４）災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- （５）非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- （１）防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年１回以上実施する。
 - ① 災害予報及び警報の伝達
 - ② 非常招集
 - ③ 災害時における通信疎通確保
 - ④ 各種災害対策機器の操作
 - ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - ⑥ 消防及び水防
 - ⑦ 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

- （１）他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用

電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需用家の意識の向上を図る。

1 市及び府

市及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社（大阪東支店）は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第 10 節 交通確保体制の整備

(土木部)

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第 1 鉄軌道施設

鉄軌道管理者（近畿日本鉄道株式会社）は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第 2 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、民間建設業者等に対しても資機材の確保整備を呼びかけ、災害時における協力を要請する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第 3 乗合旅客自動車運送事業者

乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、金剛自動車株式会社）は、災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る体制を整備する。

第 1 1 節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 (全庁)

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成 7 年法律第 111 号）に定める第三次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進に努める。

1 計画の初年度

平成 18 年度

2 計画対象事業

市が実施する事業は 3 号「消防用施設」と 9 号「公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの」である。

第 1 2 節 帰宅困難者対策

(危機管理室)

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚 (全庁)

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮するとともに、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ① 災害の態様や危険性
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③ 地域の危険場所

(2) 災害への備え

- ① 3日分の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- ② 非常持ち出し品の準備
- ③ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- ④ 避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- ⑤ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑥ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ⑦ 緊急地震速報、等の適切な知識

(3) 災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法
- ② 初期消火、救出救護活動
- ③ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ④ 情報の入手方法
- ⑤ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ⑥ 災害時要援護者への支援
- ⑦ 避難生活に関する知識

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

一般家庭に対し防災ハンドブック等を配布し、防災に対する意識の高揚を図るとともに、外国語版、点字版のパンフレットや字幕・手話通訳付きのビデオなど、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮したパンフレットやビデオ等の作成を図るなど、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 防災週間期間中の啓発活動

火災予防週間に広報車を利用した広報活動を行うとともに、広報「はびきの」等を活用した防災活動を行う。

(3) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(4) 講習会等による啓発

① 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、住民、地域及び事業者等の地震時における出火防止、初期消火等の知識及び防災行動力を高めて、発生時に対処しうる自衛体制を強化する。

ア 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士及び自衛消防隊員に対し、法令に基づく講習を実施し、事業所における防災体制を強化する。

イ 地域に対しては、随時、訓練、講習会、映画等各種の集会を通じて、防災思想の普及と防災行動力の向上を図る。

ウ 各種団体については、それぞれの設立趣旨にのっとり、自主的な研究会、講習会等を通じ、防災知識及び行動力の向上を図る。

② 羽曳野警察署

座談会、講習等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会に依頼して、災害及び防災に関する知識の普及に努める。

(5) 防災訓練及び個別訓練

災害時において住民が十分な防災知識を持ち、自発的な防災活動を行えるよう、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部等、防災関係機関との連携により、総合訓練及び個別訓練の実施を図る。

第2 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

1 教育の内容

(1) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

等を周知する。

- (2) 災害についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験
- (4) 消防署等の社会見学の実施
- (5) 避難訓練等の実施

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 羽曳野市立生活文化情報センター（LIC はびきの）の利用

第2節 自主防災体制の整備 (市民人権部、危機管理室、保健福祉部)

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとする。

第1 自主防災組織の育成

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- ② 災害発生時の未然防止（消火器などの防災用品の頒布斡旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ③ 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- ⑤ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

2 育成方法

市は、本市の一定地域において、住民が連帯協調し、自主的な防災活動を行うことによって、地震、風水害、その他災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において、その被害の防止と軽減を図るため、地域の実情に応じて自主的に設置、運営される自主防災組織の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配付または整備助成、倉庫の整備助成及び支援

(6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

消防（水防）団、婦人防火クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人団体協議会、青年団、自主防災組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業所による自主防災体制の整備

市は、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と連携して事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 事業継続計画（BCP）の作成
- ② 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ③ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ④ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- ⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- ⑥ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者への援助など）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- ④ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知など）
- ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の内容

市は柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報「はびきの」等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 救助活動の支援

市、警察署及び防災関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

(市民人権部、危機管理室、保健福祉部)

市は、市社会福祉協議会、府、府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。

1 受け入れ窓口の整備

市は、市社会福祉協議会に災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口を設置し、市社会福祉協議会との連携により運営等の連絡調整を行う。

2 事前登録

市及び府は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

3 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 活動支援体制の整備

市は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を、斡旋若しくは提供できるように、あらかじめ計画する。